

人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長)に基づき、既に実質化されていると判断できる区域を次のとおり公表します。

現在の人・農地プランの区域の全部又は一部の区域であって既に実質化していると判断する地区

対象地区名	範囲	区域内農地面積(ha)	近い将来の農地の受け手①		近い将来の農地の出し手②		①及び②の面積合計(ha)	備考
			中心経営体数	現状の経営面積合計(ha)	農業者数	貸付等予定面積合計(ha)		
下宮地区	新屋敷	26	3	18	1	0.16	18.16	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
南平野地区	南方	35	4	18	10	4.7	22.7	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
	八条	19	2	11	2	1.36	12.36	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
	和泉	24	2	15	3	3.1	18.1	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
北地区	北一色	57	7	30	8	2.22	32.22	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
	田	23	2	19	0	0	19	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
	安次	21	3	14	3	1.38	15.38	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み

注1:1集落1農場を実現しているような区域においては、区域の受け手の事業が将来にわたって安定的に継続される見込みを後継者の確保状況等により確認し、確認した旨を「備考」欄に記載します。

注2:「範囲」を集落名等により特定できない場合には、地図等を用いて特定することができます。

注3:「近い将来の農地の受け手」の「現状の経営面積合計(ha)」には、対象地区内における中心経営体の現状の経営面積の合計を記載してください。